

企業立地補助金

浪江町では、企業立地を促進するため、建物等を新設、増設又は再整備を行う事業者様に対し、産業振興と雇用の創出を図ることを目的とした奨励措置を講じています。

企業立地補助金の交付要件に該当する場合は、以下の手続きに従い申請等をしてください。

1 企業立地補助金

(1) 交付要件

以下①～③のすべてに該当している事業者等

- ① 令和4年4月1日以降において投下固定資産の価格の合計額が1億円以上の建物等を整備していること。
- ② 新たに雇用した正規従業員又は非正規従業員が、①で整備した建物等の事業開始の日において、事業開始のために整備した建物等で常時勤務し、その人数が5人以上であること。
- ③ ②における合計人数に対する非正規従業員の割合が1/3以下であること。

(2) 交付額

①の建物の延べ床面積1平方メートルあたり1,000円

※交付額が500万円を超えるときは500万円

※企業立地補助金に該当する事業者様は雇用促進補助金にも該当する可能性もあります。

2 手続き

(1) 企業立地補助金交付申請 事業者様⇒町

・申請期間

事業開始の日から90日以内

・提出書類

- ①企業立地補助金交付申請書（様式第1号）
- ②土地登記簿謄本、土地売買契約書の写し又は土地賃貸借契約書の写し
- ③法人登記に係る履歴事項全部証明書（個人事業者にあつては住民票抄本）
- ④定款の写し（法人事業者に限る。）
- ⑤会社概要書等事業の概要を示す書類
- ⑥建物等の投下固定資産の価格がわかる書類
- ⑦建物等の設計図及び写真
- ⑧建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定に基づく検査済証の写し
- ⑨事業開始の日において新たに雇用する者の雇用契約書の写し
- ⑩事業開始の日において新たに雇用する者の一覧（様式第19号）
- ⑪その他町長が必要と認める書類

- (2) **補助金交付決定又は不交付決定** 町⇒事業者様
提出書類の内容を審査し、補助金の適否を決定し、事業者様へ通知します。
※不交付決定の場合は、以下の手続きは必要ありません。
- (3) **内容の変更等の届出** 事業者様⇒町 (必要な場合のみ)
補助金交付申請の申請内容等に変更が生じた場合は、届出が必要となります。
・提出書類
①補助金申請内容変更届 (様式第7号)
②補助金交付申請時から記載内容に変更があったもの
- (4) **権利義務承継承認申請** 事業所様⇒町 (必要な場合のみ)
法人の合併、営業の譲受又は相続等が発生した場合は、申請により権利義務承継が可能です。
・提出書類
①権利義務承継承認申請書 (様式第17号)
②法人の合併、営業の譲受又は相続等により申請者が補助金の交付の決定を受けた事業者の地位を承継することを証する書類
③その他町長が必要と認める書類
- (5) **権利義務承継承認又は不承認の決定通知** 町⇒事業所様 (必要な場合のみ)
提出書類の内容を審査し、補助金の適否を決定し、事業者様へ通知します。
※不交付決定の場合は、補助金交付はできません。
- (6) **企業立地補助金交付請求** 事業所様⇒町
上記手続きが完了しましたら交付請求書を提出してください。
・提出書類
①企業立地補助金交付請求書 (様式第8号)
②振込口座の写し (申請事業者様の口座に限る)
- (7) **補助金振込** 町⇒事業所様
交付請求書をいただきましたら内容確認の上、口座に振込を行います。

3 提出・問い合わせ先

担当：浪江町役場 産業振興課 産業創出係

電話：0240-34-0248

郵便番号：979-1592

住所：福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2